



平成 24 年 1 月 30 日

関 東 財 務 局

MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分（延長）について

1. MF Global FXA 証券株式会社(以下、「当社」)の親会社である MF Global Holdings Ltd. 等を巡る状況及び当社との資本・取引関係を踏まえれば、引き続き、当社の資産が国外の関連会社等に流失し、債権者及び投資者の利益が害されるといった事態が生じないように、万全を期する必要がある。
2. したがって、本日、当社に対し、金融商品取引法第 56 条の 3 の規定に基づき以下の行政処分（延長）を行った。

○資産の国内保有命令（延長）

平成 24 年 2 月 1 日より 1 月の間、各日において、当社の貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む）から非居住者に対する債務の額を控除した額に相当する資産を国内において保有すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督第一課
048-600-1155



MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分について

当社に対しては、これまで金融商品取引法第56条の3の規定に基づく行政処分(資産の国内保有命令)を3度行っている。

各処分日における処分内容は、先に掲載した平成24年1月30日付文書2.記載の処分内容のうち期間を表示した部分について、各処分日に応じた期間に読み替えたものと同様である。

なお、各処分日における資産の国内保有命令期間は以下のとおりとなっている。

○過去の行政処分日及び保有命令の期間

処 分 日	期 間
平成23年10月31日	平成23年10月31日より1月の間
平成23年11月30日	平成23年12月1日より1月の間
平成23年12月27日	平成24年1月1日より1月の間

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督第一課
048-600-1155